

専決処分について（立川市学校給食運営審議会委員の任命について）

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 24 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗 原 寛

理由

立川市学校給食運営審議会条例（昭和 50 年立川市条例第 30 号）第 3 条の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市学校給食運営審議会委員の任命について

令和6年4月24日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗原 寛

立川市学校給食運営審議会委員の任命について

次の者を立川市学校給食運営審議会委員に任命する。

1 任命する委員の氏名等

(敬称略)

| 氏名    | 所属等       | 選出区分  |
|-------|-----------|-------|
| 渋谷 里美 | 市立立川第五中学校 | 市立学校長 |

2 任命年月日

令和6年4月1日

3 任期満了年月日

令和7年10月30日